(二)　政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができるものとした。（第二一条第四項関係）

3　機構は、基金に係る業務の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとした。（第二二条関係）

4　国会への報告等

(一)　機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならないこととした。（第二三条第一項関係）

(二)　主務大臣は、(一)の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとした。（第二三条第二項関係）

5　基金の運用について準用する独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第四七条の規定に違反して基金を運用した機構の役員は、二〇万円以下の過料に処するものとした。（第三一条第三号関係）

6　施行期日等

(一)　印紙税法（昭和四二年法律第二三号）について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三項関係）

(二)　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとした。（附則第二項関係）

(三)　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第八三号）（総務省）

1　基準財政需要額の算定方法の改正（改正法附則第二条並びに地方交付税法附則第六条の二及び第六条の三関係）

(一)　経済対策の事業等の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和五年度に限り、「臨時経済対策費」を設けることとした。

(二)　臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和五年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けることとした。

(三)　臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和六年度にあっては、臨時財政対策債償還基金費の額の一〇〇分の五〇に相当する額を、令和七年度にあっては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設けることとした。

(四)　令和五年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和五年八月三一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすることとした。

2　地方交付税の総額の特例（改正法附則第三条並びに地方交付税法附則第四条及び第一一条並びに特別会計に関する法律附則第四条、第一〇条、第一一条及び第一二条の四関係）

(一)　令和五年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額一兆三、〇〇〇億円のうち、三、〇〇〇億円の償還を繰り延べることとした。

(二)　令和五年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金一、〇〇〇億円について、その活用を取りやめることとした。

(三)　令和五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正することとした。

(四)　令和五年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（政令第三四七号）（総務省）

1　危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する等の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（政令第三四八号）（総務省）

1　給油取扱所の定義に係る規定の整備に関する事項

専ら給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所を給油取扱所と定義することとした。（第三条関係）

(一)　給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された一定のタンクに注入する作業

(二)　固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された一定のタンクに注入する作業

2　屋内貯蔵所の基準の特例の追加に関する事項

蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所について、総務省令で、位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を定めることができることとした。（第一〇条関係）

3　給油取扱所に設置できる建築物に係る規定の整備に関する事項

給油取扱所に設置できる建築物を、給油その他の業務のための建築物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。）とすることとした。（第一七条関係）

4　消火設備の基準の特例の新設に関する事項

蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所について、総務省令で、消火設備の技術上の基準の特例を定めることができることとした。（第二〇条関係）

5　給油取扱所における危険物の取扱いの技術上の基準の見直しに関する事項

給油取扱所の専用タンクに危険物を注入する場合において、総務省令で定める措置を講じたときは、当該専用タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止しなくてもよいこととした。（第二七条関係）

6　この政令は、令和五年一二月二七日から施行することとした。ただし、2から4までの改正規定は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四九号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び地域産業基盤整備推進交付金を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理に関する政令（政令第三五〇号）（国土交通省）

1　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、土地区画整理法施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。